

ヴィラかいせい通信

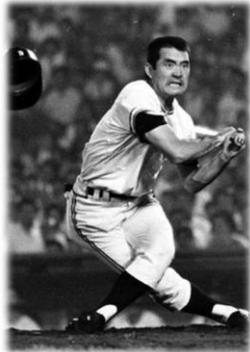
平成25年5月号 〒080-2472 帯広市西 22 条南 2 丁目 2 番地 10
Tel 0155-37-7600 Fax 0155-37-7602



こどもの日に思ふ・・・

今年のゴールデンウィーク、前半は強風、後半は降雪と非常に寒く、あにくの天候でしたが、皆様、連休中はいかがお過ごしでしたでしょうか？

私個人としては、家族全員が風邪をひいてしまいどこにも行くことができずストレスのたまった休日でしたが、長嶋監督と松井選手の国民栄誉賞受賞という感動のセレモニーで心が満たされました。



テレビ報道のなかで、バッテリーボックスに立つ長嶋さんの姿をみて団塊の世代の方たちが「選手時代だったミスターの活躍ぶりや、それを夢中になって応援していた少年のころの自分を思い出した。」と目を輝かせながら話されておりました。

世の中は高度経済成長の真ただ中、夢や希望に満ちた少年期。そんな時代を過ごしてきた団塊の世代の方々も 2015 年には高齢者。世界保健機関 (WHO) の定義では、65 歳以上の人のことを高齢者としています。個人的には 65 歳が高齢者かというそうではないと思っ

ていますが・・・。

下の五月人形の写真は以前紹介させていただいた雛人形を寄贈して下さった方からいただいたものです。こどもの日といえば五月人形やこいのぼりですね。どちらも男児の出世と健康を願うという意味があるそうです(市内でこいのぼりを目にするのはめっきり少なくなりましたが)。親が子どもの成長や健康を願うという気持ちはどんな時代になっても変わらないでしょう。

3 世代、4 世代同居は当たり前だったところから、老々世帯、一人暮らし世帯が当たり前の時代になりつつある世の中。これまで豊かな暮らしを求めて頑張ってきた国民。豊かな暮らしを手に入れた国民が次に暮らしに求めるものは一体何なのでしょう？



介護保険負担限度額の認定申請について

皆様、本制度をすでに活用されている方も多いかと存じます。利用者負担段階は「食費・居住費の負担限度額」「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護（予防）サービス費」の算定基準となります。

本制度をご利用されている方につきましては、**平成 25 年 6 月 30 日で認定有効期限を迎えますので再申請が必要となります。**帯広市の場合、5 月下旬に案内通知を行うとのことです。期日までに申請手続きがされなかった場合、負担軽減が適用されなくなります。案内が届き次第、申請の手続きを行っていただき、新しい「負担限度額認定証」の交付を受けてください。

交付された新しい負担限度額認定証につきましては、原本を事業所でお預かりさせていただくこととなります。**認定証が届き次第、事務室にご提出くださいますようお願いいたします。**

～食費・居住費(滞在費)の負担限度額について～

介護保険施設に入所(滞在)すると、介護サービス費用の 1 割を負担する他に食費・居住費(滞在費)を負担することになります。所得の低い人につきましては負担の上限額(負担限度額)が定められ、負担が軽減されます。負担限度額については、利用者負担段階ごとに定められています。なお、利用者負担第 4 段階の人につきまして原則軽減措置はありません。

当施設の負担限度額は以下の通りです。

利用者負担段階	居住費	食費	対象者
第 1 段階	820 円/日	300 円/日	生活保護を受給している方。 住民税世帯非課税者で老齢福祉年金を受けている方。
第 2 段階	820 円/日	390 円/日	住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が 80 万円以下の方。
第 3 段階	1,310 円/日	650 円/日	住民税世帯非課税で、利用者負担段階第 2 段階以外の方。 住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている方。
第 4 段階	1,970 円/日	1,380 円/日	本人は住民税非課税だが、同じ世帯内に住民税課税者がいる方。 本人が住民税を課税されている方。

(担当 濱)